

二級河川 桧山路川
河川整備計画

三 重 県

目 次

第 1 章 流域と河川の現況	1
1. 流域、河川の概要	1
2. 河川の現状と課題	6
第 2 章 河川整備計画の目標に関する事項	12
1. 計画対象区間及び計画対象期間	12
2. 洪水・高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標	13
3. 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標	14
4. 河川環境の整備と保全に関する目標	14
第 3 章 河川の整備の実施に関する事項	15
1. 河川工事の目標、種類及び施工の場所並びに河川工事の施工 により設置される河川管理施設の機能の概要	15
1.1 河川工事の目的	15
1.2 河川工事の場所	15
1.3 河川工事の種類	17
2. 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	19
2.1 河川維持の目的	19
2.2 河川維持の種類	19
第 4 章 その他河川整備を総合的に行うための必要な事項	20

第1章 流域と河川の現状

1. 流域、河川の概要

桧山路川は、三重県志摩郡磯部町と同郡浜島町の境界付近の山岳地に源を発し、浜島町桧山路地区を南へ流下し英虞湾に注ぐ、幹川流路延長 2.8km (法定区間)、流域面積 3.35 km²の二級河川である。その流域は、浜島町のみであり山地が8割以上を占めている。

(1) 気象

桧山路川水系が位置する浜島町は、表日本気候域の南海型気候に属し、英虞湾を隔てて太平洋に面しているため、年間を通じて温暖であり、最近10ヶ年の平均気温（南勢地域気象観測所）は15℃前後（平成3年～平成13年平均）で年較差は比較的少ない。また、年間降水量は2,204mm（平成3年～平成13年平均）であり、全国的にも多雨地域といえる。

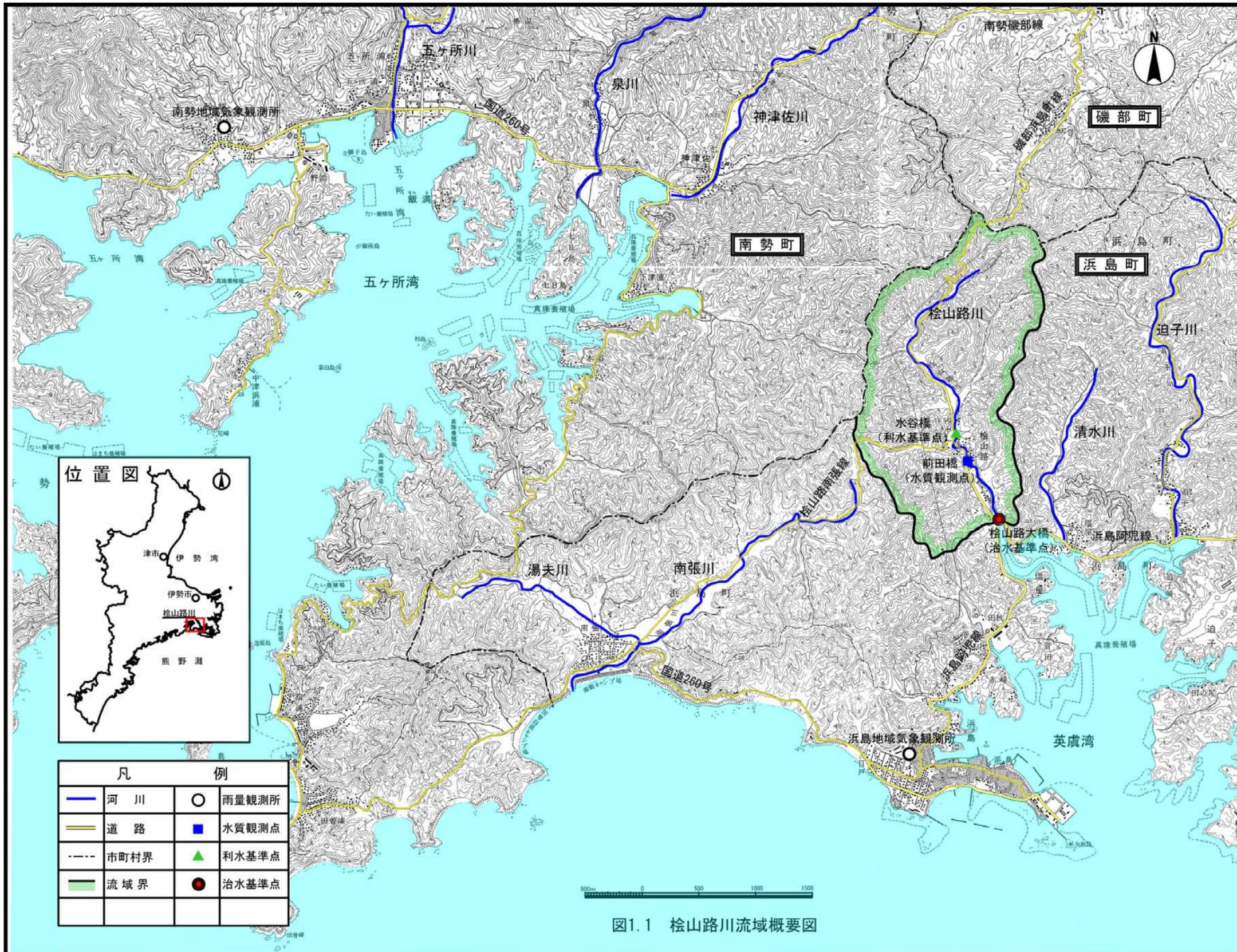
(2) 地形・地質

志摩半島は海食台地として有名であり、紀伊山地の谷が入江や湾となり、リアス式海岸を形成おり、流域内の平地は桧山路川周辺のわずかな地域にしか分布しない。

表層地質は、桧山路川流域全体に中生層に生成された四万十累層群や輝緑凝灰岩が分布する。

(3) 動植物

桧山路川は、最上流端から左支川が合流するまでの上流区間、感潮域の上限である前田橋までの中流区間、そして河口までの下流区間と大きく3区間に分けられる。上流区間では、山付き部を中心として堤内側からシイ、カシなどの広葉樹が繁茂し落下昆虫を捕食するカワムツが淵に生息し、清浄な水と自然河岸を好むゲンジボタルが確認されている。中流区間では、山付き部にはシイ・カシなどの広葉樹が川に覆い被さるように生え、水面に影を落としている。川幅は狭いが、連続的に瀬と淵が形成され、昆虫や藻類を餌とするカワムツやオイカワが確認される。下流区間では、河口部でアオノリ（ヒトエグサ）の養殖が盛んでスジアオノリが見られる他、左岸側にはシイ・カシなどの広葉樹が繁茂し、その枝を止まり木とするがカワセミも見られる。また水質は清浄で、きれいな砂礫を有する川床にはシロウオが産卵に姿を見せられている。



凡		例	
	河川		雨量観測所
	道路		水質観測点
	市町村界		利水基準点
	流域界		治水基準点

図1.1 桧山路川流域概要図

(4) 人口

浜島町の人口は近年減少傾向にあり、平成 13 年の総人口はピーク時（昭和 52 年、7,630 人）より約 1,400 人少ない 6,186 人である（19%減）。しかし、桧山路地内の人口はここ 10 年間横ばい状態が続いている。

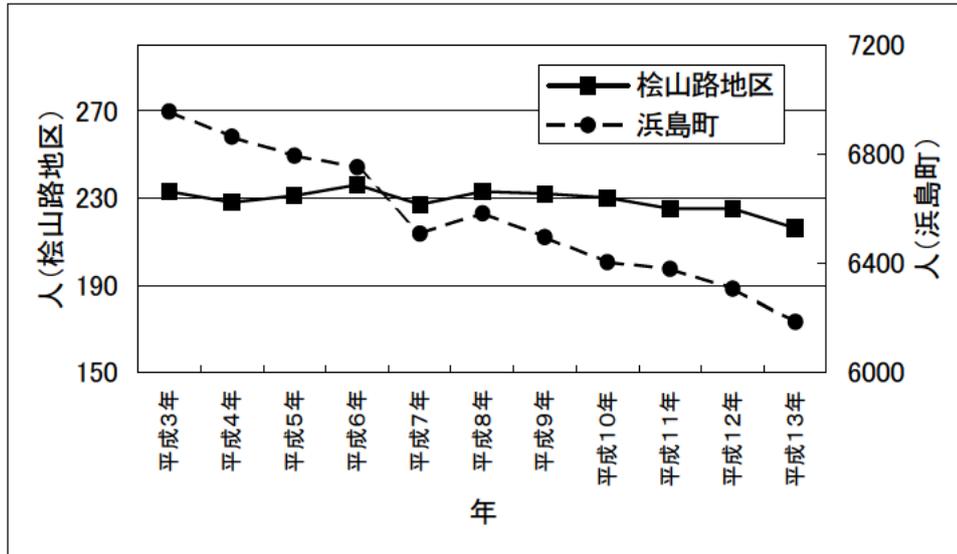


図 1.2 人口の推移 資料：浜島町統計資料

(5) 文化財

桧山路川流域には国や県の指定文化財はない。町指定のものとしては、浜島町一の高木である樹齢 200 年の大銀杏や室町時代につくられた十一面観世音菩薩座像、そのほか、史跡 2 ヶ所、建造物 1 棟がある。

表 1.1 文化財の分布

種 別	名 称	所在地	時 代
史 跡	先長塚	桧山路 字 長老塚	江戸時代
	大楠の廃跡	桧山路 字 中 村	桃山時代
彫 刻	十一面観世音菩薩座像	桧山路 江月寺	室町時代
建造物	庚申堂	桧山路	江戸時代
天然記念物	大銀杏	桧山路 中村家	—

出典：浜島町の文化財

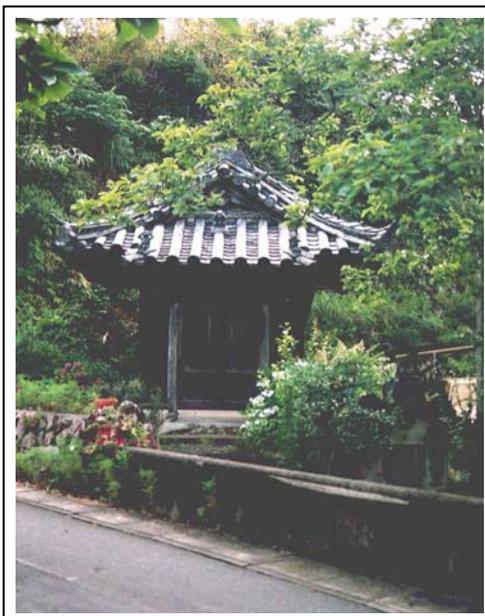


写真 1.1 庚申堂

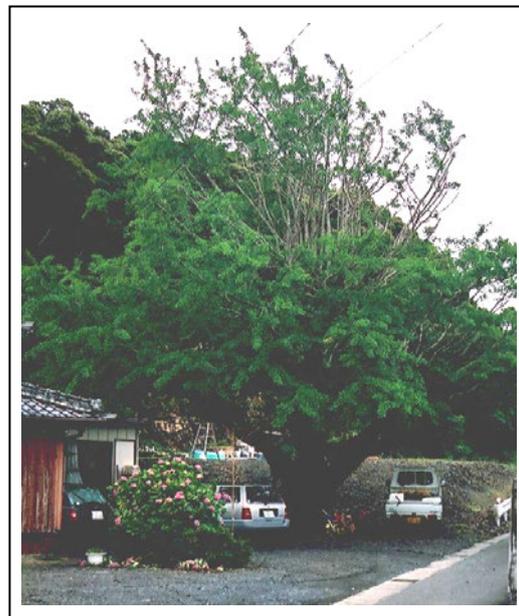


写真 1.2 大銀杏

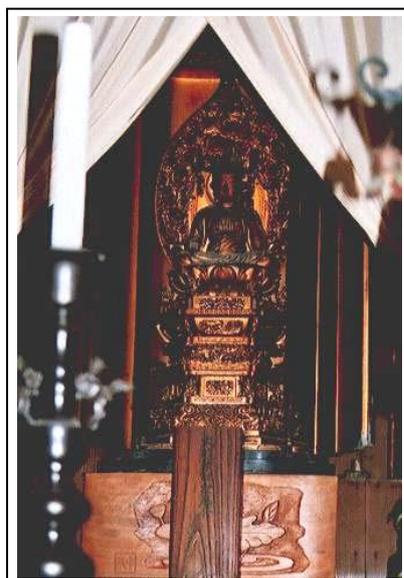


写真 1.3 十一面観世音菩薩座

(6) 土地利用状況

桧山路川流域では複数の道路（県道浜島阿児線、県道南勢浜島線、県道磯部浜島線）が交差しており、江戸時代から交通の要所（北へ登る桧山道、塩谷を経て東へのびる追子道、南は川口から田杭まで山路を経る浜島道といずれも桧山路を基点としている。（「浜島町郷土のしおり」より））としての重要性は変わらない。

流域全体が、伊勢志摩国立公園の普通地域及び都市計画地域に指定されているとともに、河口部海岸線一体は海岸保全区域となっている。また、上流の森林は「浜島町森林整備計画」において主に右岸側が「森と人との共生林」に、左岸側が「水土保持林」に位置づけられている。

大規模な面整備等の開発計画はないが、近年、左岸河口部向井橋付近に多目的グラウンドやテニスコート（2面）を有した面積約3.2haの浜島町ふるさと公園が整備され（H. 8. 7 開園）、町民体育大会等に利用されている。

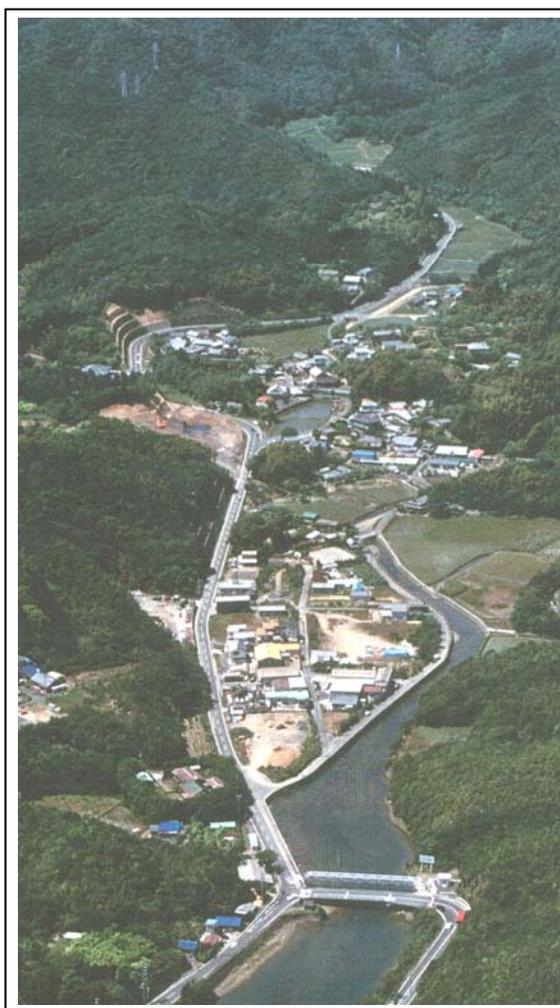


写真 1.4 桧山路状況写真

2. 河川の現状と課題

2.1 治水事業の現況と課題

(1) 過去の洪水被害と治水事業の沿革の概要

桧山路川流域は、地形形状がリアス式海岸や山に囲まれ、細長く伸びた平野部であるため昔から頻繁に水害に見舞われてきた。そのため、出水による犠牲者も多く、「川を治めることが村の繁栄に繋がる」と信じられてきた。

(「浜島町郷土のしおり」より)

また、昭和 34 年の伊勢湾台風（台風 15 号）では、大雨と高潮のため、浜島町全体では堤防が 50ヶ所以上で決壊し、家屋等が 400戸以上も浸水するなどの甚大な被害を受けている。桧山路においても例外ではなく、堤防が決壊、家屋等が浸水するなど甚大な被害を受けている。これらを受け、同年から伊勢湾台風復旧護岸工事が実施され、昭和 40 年代には海岸・河口部を中心として護岸工事が実施された。

近年の災害では、平成元年 8 月の集中豪雨、2 年 9 月の台風 20 号、3 年 9 月の台風 18 号により連続して浸水被害を受けている。特に平成 3 年 9 月の台風は、最大時間雨量 60mm（南勢地域気象観測所）の豪雨をもたらし、桧山路大橋から水谷橋までの約 1km のほぼ全区間において越水が生じ、浸水家屋 29 棟にのぼる多大な被害が発生した。

これらを受け、水谷橋上流部については、災害復旧工事により護岸工事を実施され、下流部については平成 6 年度より局部改良事業として下流部の河川改修に着手している。

しかし、未だ流下能力不足箇所も多く、大雨が降ると度々洪水による溢水が生じるなど、依然地域住民からの治水事業の早期完成が望まれている。

桧山路川の水害履歴

洪水発生日	雨量	災害概要
平成 3 年 9 月 19 日 (台風 18 号)	最大時間雨量 60mm (南勢)	浸水面積 5.5ha 床上浸水 19 棟 床下浸水 10 棟

(平成 14 年 聞き取り調査による)

(2) 治水事業の課題

桧山路川の河道は非常に狭く流下能力が小さいため、著しい狭窄部で溢水し被害に及んでいる。

治水事業にあたっては、既往の洪水を考慮し十分な流下能力をもった河道の確保が急務となっている。



写真 1.5 洪水の状況写

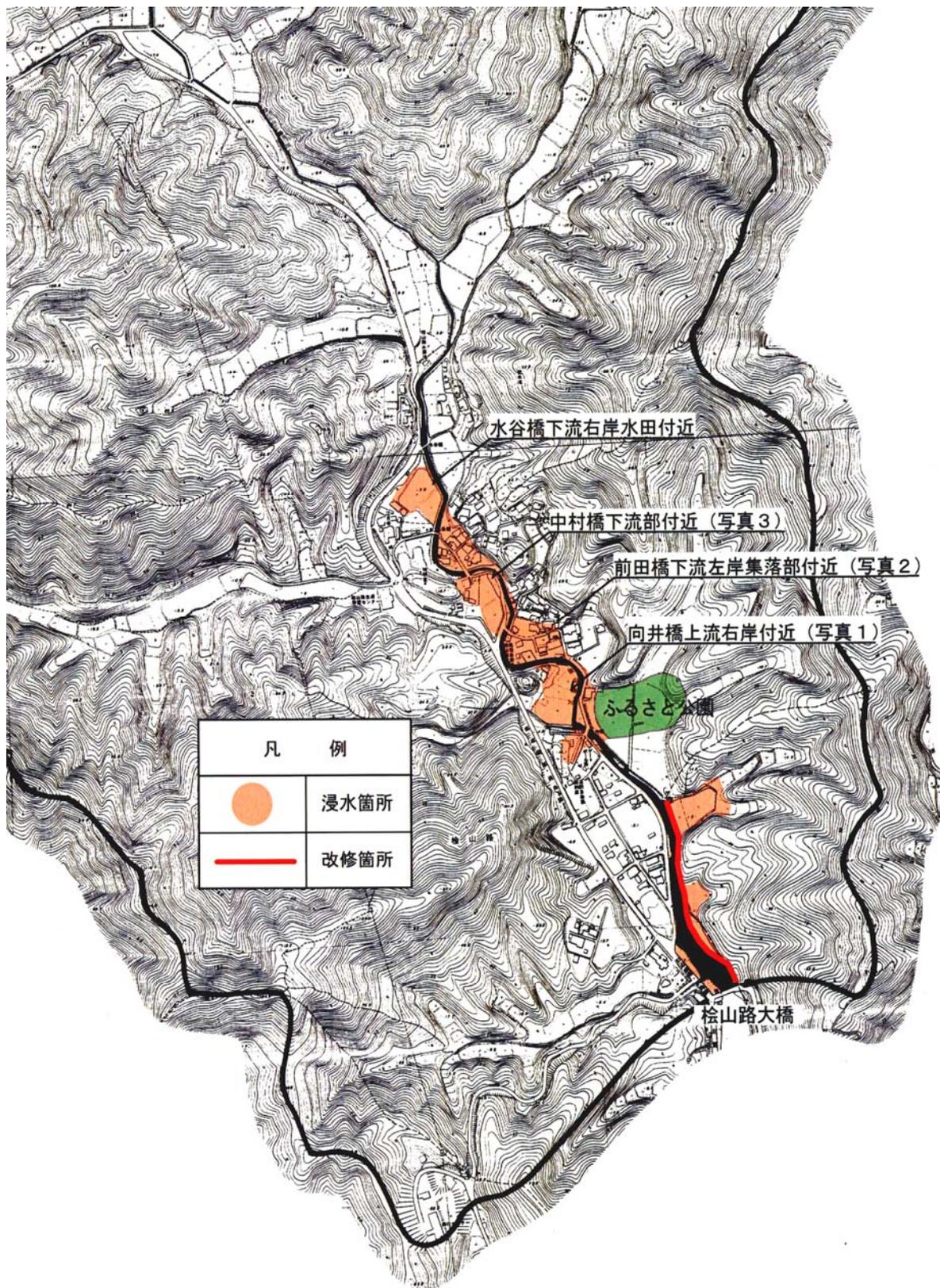


図 1.3 主要な洪水浸水箇所（平成 3 年 9 月 19 日）

2.2 河川の利用及び河川環境の現状と課題

(1) 河川水の利用

流域全体で現在 21 件の慣行水利権が設定されており、灌漑面積は 10.29ha である。

桧山路地区では、1966 年 1 月に桧山路水源池（500m³/日）が桧山路川中流に完成し、上水利用がなされていたが、現在は流域外の蓮ダムから給水（5,900m³/日）を受けようになり、桧山路水源池は廃止され、上水の利用はされていない。

所々の階段で住民が野菜を洗うなどの生活利用の他、現況の淵は地域の防火槽としての役割を担っている。

また、現在桧山路川の取水利用は、そのほとんどが農業用水に限られてきている。現地ヒアリングにおいても近年 10 年間では河川水の利用について支障が起きていない。

(2) 河川空間の利用

河川空間の利用としては大きく漁業、文化及び日常での利用が行われている。

漁業については、河口でアオノリの養殖を目的として漁業権が設定されており、9 月～翌年 5 月頃まで河口付近のほぼ全面に養殖用の網が設置され、水面はアオノリで覆われる。また、早春になると白魚（シロウオ）が桧山路川を遡上し始めるため、下流では昔ながらの漁法である「四ツ手網」（地元では「サデ」と呼んでいる）を用いて、節分から約 1 ヶ月を漁期と定めてシロウオ漁が行われる。

空間利用については、お盆の時期にわらで作った船を流して河口まで見送る「精^{しょうろう}霊流し」が行事として行われる。

このように、桧山路川流域では、地域独自の文化が形成されている。そのため、これらを今後子孫へ継承していくこと必要がある。また、河川整備においては、向井橋左岸付近に設けられた浜島町ふるさと公園と桧山路川との景観上の調和や一体的な利用ができるように整備されることが期待される。

(3) 水 質

桧山路川には水質汚濁に係る環境基準の類型指定は行われていないが、桧山路川が流入する英虞湾では、海域としてCODなどに係る基準はA類型、窒素及びリンに係る基準はI類型が指定されている。

中流の前田橋では、BODで1.0mg/l以下（平成6年～13年）、SSで平成7年以降1mg/l以下と、河川として類型指定でAA類型に相当する良好な水質を保持している。

また、桧山路地区においてはこれまで下水道整備がなされておらず、生活雑排水は河川に直接流入していたが、平成10年から公共下水道事業が着手され平成16年に供用開始の予定となっている。

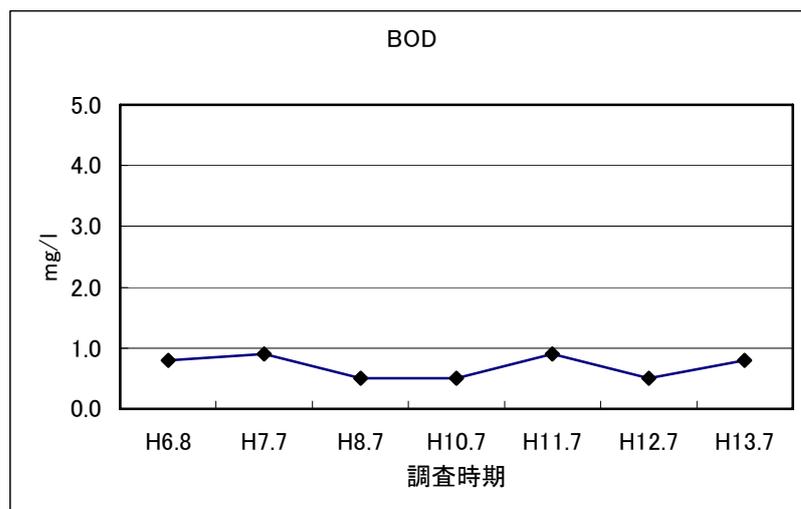


図 1.4 桧山路川における水質の変遷（BOD 値）

表 1.2 桧山路川の水質の変遷（前田橋）

項 目	単位	調査時期							平均
		H6.8	H7.7	H8.7	H10.7	H11.7	H12.7	H13.7	
pH	—	7.1	6.6	6.8	7.2	7.1	7.3	7.2	7.0
BOD	mg/l	0.8	0.9	0.5	0.5	0.9	0.5	0.8	0.7
COD	mg/l	1.9	2.0	1.7	1.1	1.4	1.5	1.5	1.6
SS	mg/l	2.1	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.2
DO	mg/l	11	9.2	8	7.5	8.1	7.4	6.9	8.3
全窒素	mg/l	0.40	0.27	0.55	0.49	0.27	0.45	0.60	0.43
全リン	mg/l	0.16	0.21	0.02	0.03	0.04	0.03	0.07	0.08
陰イオン界面活性剤	mg/l	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
水温	℃	26.2	22.3	19.6	23	23	26	25	—

注) 平均値の算出にあたり、定量限界未満は定量限界値と同値とした。

資料：浜島町役場 生活排水

(4) 動植物の生息環境

桧山路川は、最上流端から左支川が合流するまでの上流区間、感潮域の上限である前田橋までの中流区間、そして河口までの下流区間と、大きく3区間に分けられる。

上流区間では、山林と水田に囲まれた中を比較的急な勾配で流れ、谷すじを抜ける小川の様相を呈している。川幅は狭いが護岸沿いにわずかな州と、間隔を置いて瀬と淵が形成されている。山付き部を中心として堤内側からシイ、カシなどの広葉樹が繁茂し、落下昆虫を捕食するカワムツが淵に生息し、清浄な水と自然河岸を好むゲンジボタルが確認されている。

中流区間は、その最上流部で左支川を合流し、山林に挟まれた住居や水田を縫うように蛇行しながら流れる。山付き部にはシイ、カシなどの広葉樹が川に覆い被さるように生え、水面にその影を落としている。川幅は狭いが、その中にみお筋と州が形成され、水際にはヨシなどの抽水植物や、これを羽化に利用するトンボが生息する。川には連続的に、瀬と淵が形成され、昆虫や藻類を餌とするカワムツやオイカワが確認される。

下流区間は感潮区間であり、川沿いには集落や浜島町ふるさと公園があり、多くの人が集まる。河岸はそのほとんどがコンクリートの護岸で固められ、その川幅いっぱい水面が広がり、ゆるやかに水が流れる。また、河口部では、アオノリ（ヒトエグサ）の養殖がさかんであり、スジアオノリも見られるほか、左岸側には、シイ、カシなどの広葉樹が繁茂し、カワセミがこの枝やノリ養殖の杭を採餌の際に止り木として利用している。水質は清浄で、川床にはきれいな砂礫がありシロウオが産卵に姿を見せる。

第2章 河川整備計画の目標に関する事項

1. 計画対象区間及び計画対象期間

本河川整備計画は、桧山路川水系河川整備基本方針に基づいた河川整備の当面の目標であり、その対象期間は概ね30年を目標とする。また、河川整備計画の対象区間は、桧山路川水系の県管理区間とする。

本文整備計画は、現時点における流域及び河川の状況に基づき策定されたものであり、今後の河川及び流域をとりまく社会環境の変化などに合わせて適宜見直しを行っていくものである。

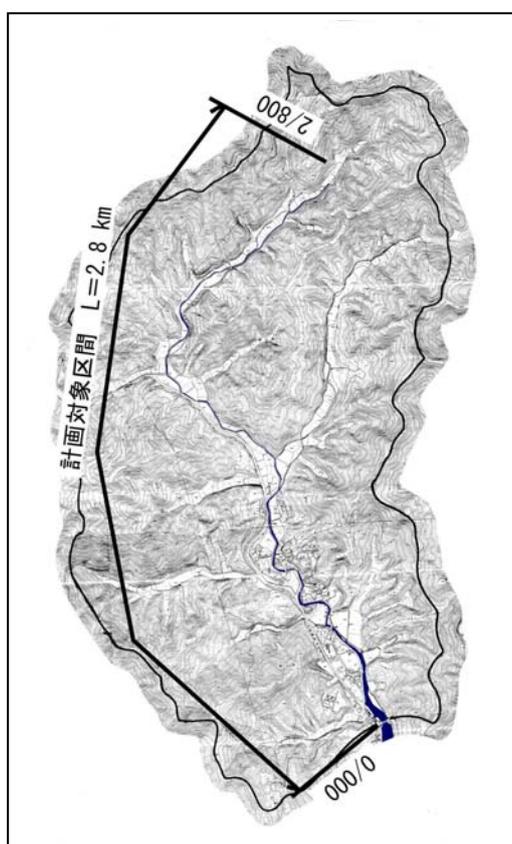


表 2.1 県管理区間

河川名	区 間		流路延長	認定(変更)告示 年月日・番号	河川区域 指定(変更) 年月日・番号
	上流端	下流端			
幹 川 桧山路川	志摩郡浜島町大字桧山路字東谷 230 番地	海に至る	2,800	S.36.4.1 第178号-3	S.51.3.31 第217号

2. 洪水・高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標

河川整備は、過去の洪水の発生状況、改修後の社会基盤の整備や生活環境の変化等により要求される治水安全度を統合的に勘案し、計画的に進めていく必要がある。このため、当該河川において、近年最も被害の大きかった平成3年9月降雨から推定される洪水と同程度の概ね10年に1回程度の洪水を安全に流下させるとともに高潮に対して必要な堤防高を確保することを目標とする。

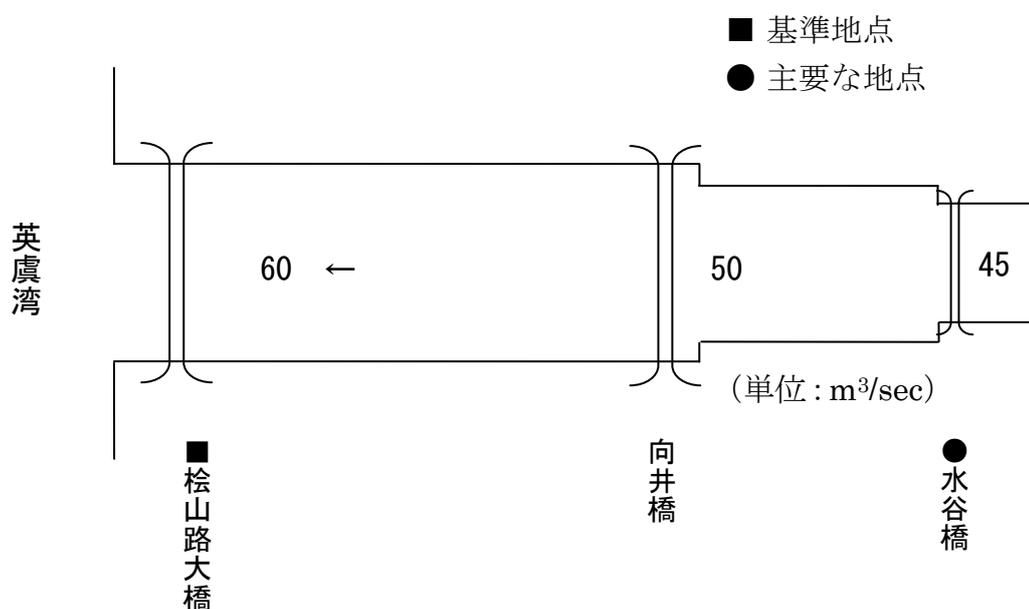


図-2.1 流量配分図

3. 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

河川水の利用に関しては、現在大規模な取水はなされておらず、慣行水利（受益面積 10.29ha）により、流域の水田等の農業用水として利用されている。

流水の正常な機能を維持するための必要な流量に関しては、現時点では、観測データがなく、取水実態や生態系等の把握も十分でないため、維持流量及び正常流量の設定を行えない状況である。また、現地関係者からの聞き取り調査の結果からは、河川水利用に支障が生じたことはないため、今後当面は水位標を設置するとともに関係機関と密接な連携を図り、流況や取水実態の把握に努める。

流水の正常な機能の維持にあたっては、地域の人々と関連機関で情報を共有化し、連携の上、適正な水利用に努めるものとする。

河川空間の利用に関しては、アオノリ養殖やシロウオ漁に配慮した整備を行うとともに、ふるさと公園との一体化利用や親水空間の創造などに努める。

4. 河川環境の整備と保全に関する目標

上流においては、豊かな自然環境を有する河川空間の保全に努める。

中流においては、希少な平地部を流下するため、河川整備にあたっては急傾斜の護岸とせざるを得ないが、カワムツ、オイカワの生態に配慮し、州、瀬、淵や山付き部の河畔林などの多様な河川環境を保全する。さらに、階段を設置する等周辺住民が河川とふれあえるような河川整備を行う。

下流においては、地域のシンボルであるシロウオの生息に配慮するために、実態調査を実施し、生息環境（清浄な底質材料や水質等）の保全に努める。

豊かな河川環境を整備・保全するには、流域全体での取組みが重要であることから、地域の人々や関係機関と情報を共有化するとともに連携を図り、「森と人との共生林」や「水土保全林」に位置づけられている水源域の森林保全、土砂の適正な管理、また水質向上のための下水道整備等により、流域一体となって健全な水循環系の構築に努めるものとする。

第3章 河川の整備の実施に関する事項

1. 河川工事の目標、種類及び施行の場所並びに河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

1.1 河川工事の目的

洪水時の河川水位を低下させ、整備目標流量を安全に流下させることを目的に引堤及び築堤により必要な河積の確保を図る。河道計画は沿川の地形、土地利用状況を考慮し、現況河道を尊重した改修計画とする。引堤及び築堤に伴って改築が必要な橋梁及び取水施設については施設管理者等と協議の上、新設・改築又は撤去する。

なお、工事の実施にあたっては有識者とも十分調整を図り、動植物の生息・生育環境に配慮した河川形状を確保するとともに自然とふれあうことのできる良好な水辺空間を合わせて創出する。

1.2 河川工事の場所

過去の水害は、人家が連担している向井橋、前田橋、中村橋付近の蛇行部そして水谷橋付近の低地部において発生しており、これらの箇所での早急な対応が望まれている。

このため、桧山路川河川整備計画では、河口の桧山路大橋上流付近から水谷橋付近までの約990mの区間とする。契約

表 3.1 河川整備計画の主要な整備箇所

目的	区間	整備内容
治水安全度を向上させる整備	桧山路大橋上流から水谷橋下流990mの区間 (0/050~1/040)	引堤、護岸



图3.1 工事箇所図

1.3 河川工事の種類

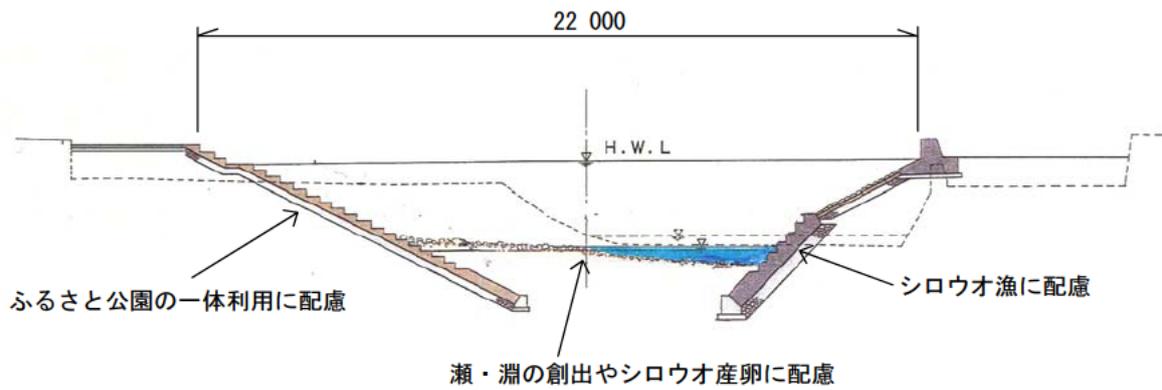
河川工事の内容としては、桧山路大橋地点において $60\text{m}^3/\text{s}$ 、向井橋上流地点において $50\text{m}^3/\text{s}$ の流下能力を確保するため、築堤、護岸、掘削等の整備を行う。

感潮域である前田橋付近まではシロウオ漁や浜島町ふるさと公園との調和に配慮し、緩傾斜護岸と水際の階段護岸を配置する。

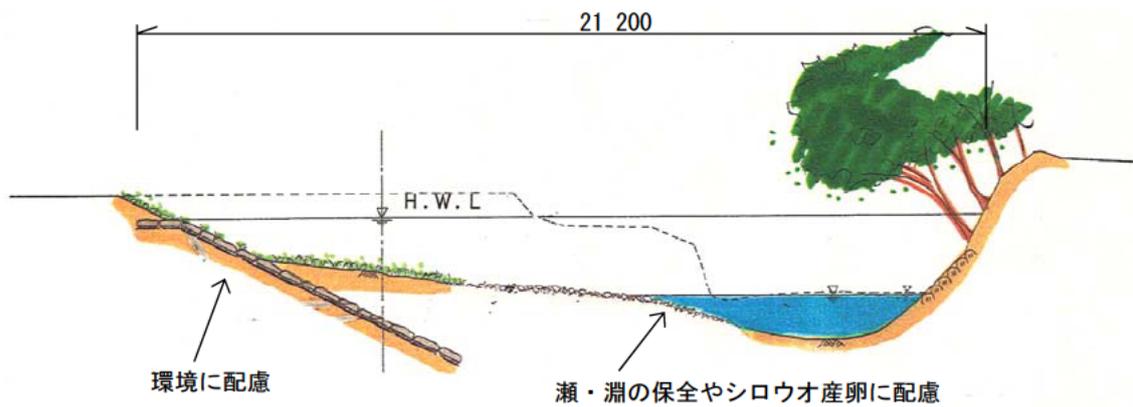
前田橋付近から水谷橋までの区間は、河畔林や瀬、淵、州の保全を図るとともに、環境型ブロックの利用等により、生態系に配慮した整備を行う。また、階段を配置し周辺住民の河川空間の利用に配慮する。

計画断面形

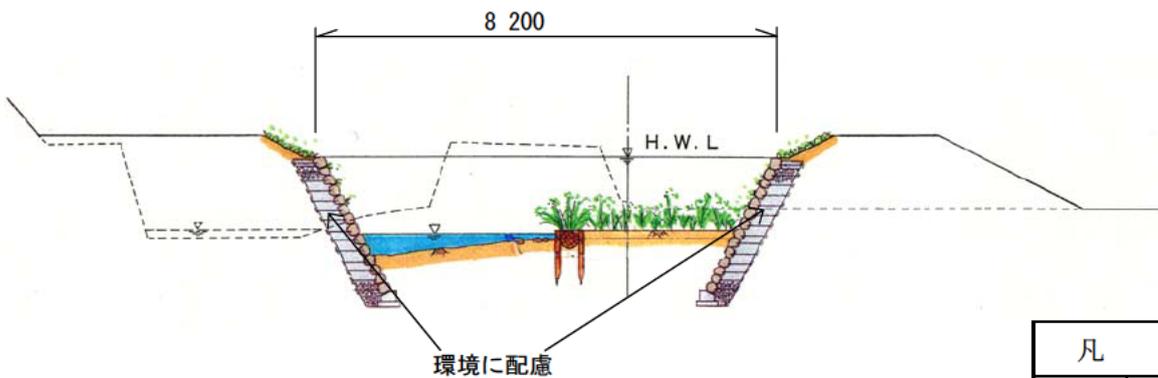
0/400 付近



0/650 付近



0/700 付近



(計画横断形状は必要に応じて変更することがある。)

凡 例	
-----	現況線

図 3.2 計画横断形

2. 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

2.1 河川維持の目的

桧山路川の県管理区間全域において、河川の特長、整備の段階を考慮し、洪水等による災害の防止・軽減、河川の適正な利用及び河川環境の整備と保全を図るため、地元住民及び関係機関との協力を図りながら河川の維持管理を行う。

2.2 河川維持の種類

(1) 河川管理施設の機能維持

河川工事により設置される護岸、階段、堤防等において、亀裂の発生、洗掘、吸い出し等これら施設の機能に支障をきたす要素について定期的な点検・補修を実施する。

(2) 河川区域内の美化と水質の保全

地域住民や関係機関の協力を仰ぎながらパトロールの実施や立看板や広報等によってゴミ不法投棄の抑制に努める。また、地域住民の協力を得られるよう体制を整え、河川の美化に努める。

また、地元住民や関係機関と連絡を図りながら下水道事業と合わせて水質の保全に努める。

(3) 堆積土砂の排除

河川の流下能力維持のために堆積土砂の排除にあたっては、自然環境に配慮し、生物の生息しやすい水辺空間を保全するため、浚渫・掘削により河床が平坦にならないようにするとともに水際（水移帯）を残すように施工上の工夫を行う。

浚渫・掘削の範囲は、土砂の堆積状況に関し、調査を行い、状況を見ながら必要に応じて対策を行う。

(4) 堤防などの除草

親水性の確保や環境維持のため、必要に応じて堤防などの除草を実施する。なお、除草の実施にあたっては、沿川住民の協力を得られるよう自発的な参加を促す。

(5) 水量の監視等

適切な河川管理のため水谷橋付近に、水位標を設置し、日常的に水量の把握に努めるとともに地域への情報提供に努める。

第4章 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項

(1) 超過洪水対策

計画規模を超える洪水時また河川整備途上段階の洪水時には、関係機関の協力を仰ぎ、迅速な情報伝達や避難が行えるよう非常時の警戒体制の整備に努めるとともに、河川情報の提供に努める。

(2) 積極的な住民参加の推奨

現地ヒアリングによると、流域住民のほとんどが生まれた頃より桧山路川を身近にしながら生活しており、流域そのものが地域住民の生活環境と密接なものであるため、桧山路川に対する思い入れは大きい。このため、地域住民や関係機関と川に関する情報を共有化するとともに連携を図り、流域一体となった川づくりに努める。

また、河川愛護に関する啓発や、除草運動、地域住民による河川環境の保全や維持への自発的な参加を促す。

(参考) 用語集

下記以降には、桧山路川河川整備計画において使用されている語句についての解説として用語集を添付する。

【河川一般】

項目	解説
二次林 (アカマツ林)	人間によって伐採され、火入れなどによって破壊された自然林の跡に、二次的に生育している林を二次林と呼ぶ。東北地方以西から九州地方に描けて分布しているクヌギ-コナラ群落と、関西地方に分布するアカマツ林が代表的である。 常緑広葉樹林帯に現存する樹林で最も広い面積を占めている。特に人里に近い台地や低山地の至る所でみることができる。アカマツは生育が早く、材の用途も広いので親木を残して更新したり、植林されている。
保安林	流域の右岸の河口奥付近に分布しており、そのほとんどが土砂流出防備保安林である。
水質	浜島町によって経年観測されており、BODは1mg/l前後と良好である。(環境基準のAA類型に相当する)
抽水植物	植物体の一部が水面を突き抜けて空気中に出ている形態の植物である。水が引いても土壌が乾燥しない限り、ほぼ通常の生活を営める。生育できる水深は限られており、冠水に対する態勢にも限界がある。 ヨシ、ガマ等
表日本海気候	冬は季節風に伴って降水(主に積雪)がある。天気が悪く、日照時間が少なく降水量は多い。
南海型気候	冬は温暖で夏は高温多湿な気候区
汽水域	川からの淡水(通常CL ⁻ :30mg/l)と海水(通常CL ⁻ :19,000mg/l)が混じった水域。塩分濃度が目安となる。
感潮域	潮の満ち引きによって水位が変動を受ける河川区間。
河畔林	洪水などの影響を受ける不安定な立地の河原に成立している森林。河川と一体となり生物の生息空間として貴重だけでなく、洪水による破堤部を防ぐなどの治水機能がある。
山付き部	河道が形成される際、流路が山裾を通過する区間
堤防	河川では、計画高水位以下の水位の流水を安全に流下させることを目的として、山に接する場合などを除き、左右岸に築造されます。構造は、ほとんどの場合、盛土によりますが、特別な事情がある場合、コンクリートや鋼矢板(鉄を板状にしたもの)などで築造されることもあります。
右岸、左岸	河川を上流から下流に向かって眺めたとき、右側を右岸、左側を左岸と呼びます。
高水敷、低水路	高水敷は、複断面の形をした河川で、常に水が流れる低水路より一段高い部分の敷地です。平常時にはグラウンドや公園など様々な形で利用されていますが、大きな洪水の時には水に浸かってしまいます。
堤内地、堤外地	堤防によって洪水氾濫から守られている住居や農地のある側を堤内地、堤防に挟まれて水が流れている側を堤外地と呼びます。昔、日本の低平地では、輪中堤によって洪水という外敵から守られているという感覚があり、自分の住んでいるところを堤防の内側と考えていたといわれています。
淵	川の蛇行している所など水深の深いところを「淵」と呼びます。淵は川の蛇行によってできるほか、滝や人工的に造られた堰などの下流の川底の比較的柔らかい部分が深く掘られることによってできるもの、川の中の大きな石や橋脚のまわりが深くえぐられることによってできるものがあります。

瀬	淵と淵の間をつなぐ比較的まっすぐな区間は、水深の浅い「瀬」となります。山中の渓谷のように流れが早く白波が立っているものを「早瀬」、下流部の方で波立ちのあまり見られないものを「平瀬」と呼びます。
砂州	河川、河口あるいは砂浜海岸等に細長く砂礫が堆積したものです。河川では中規模河床波のことをさし、交互砂州、固定砂州等に分類されます。
湍筋	川を横断的に見たときに、最も深い部分（主に水が流れているところ）です。
流域	降雨や降雪がその河川に流入する全地域（範囲）のことです。集水区域と呼ばれることもあります。
本川	量、長さ、流域の大きさなどが、もっとも重要と考えられる、あるいは最長の河川です。
支川	本川に合流する河川です。また、本川の右岸側に合流する支川を「右支川」、左岸側に合流する支川を「左支川」と呼びます。さらに、本川に直接合流する支川を「一次支川」、一次支川に合流する支川を「二次支川」と、次数を増やして区別する場合があります。
水防活動	川が大雨により増水した場合、堤防の状態を見回り、堤防などに危険なところが見つければ、壊れないうちに杭を打ったり土のうを積んだりして堤防を守り、被害を未然に防止・軽減する必要があります。このような、河川などの巡視、土のう積みなどの活動を水防活動といいます。水防に関しては、「水防法」（昭和24年制定施行）で国、県、市町村、住民の役割が決められており、その中で、市町村はその区域における水防を十分に果たす責任があるとされています（ただし、次に述べる水防事務組合や水害予防組合が水防を行う場合は、それらの機関に責任があります）。
治水	河川の氾濫、高潮等から住民の命や財産、社会資本基盤を守るために、洪水を制御することです。
利水	生活、農業、工業などのために水を利用することです。
洪水	台風や前線によって流域に大雨が降った場合、その水は河道に集まり、川を流れる水の量が急激に増大します。このような現象を洪水といいます。一般には川から水があふれ、氾濫（はんらん）することを洪水と呼びますが、河川管理上は氾濫を伴わなくても洪水と呼びます。
破堤	堤防が壊れ、増水した川の水が堤内地に流れ出すことをいいます。洗掘、亀裂、漏水、越水などが、増水した河川の堤防において生じると、破堤を引き起こす原因となります。
洗掘	激しい川の流れや波浪などにより、堤防の表法面の土が削り取られる状態のことです。削られた箇所がどんどん広がると破堤を引き起こすことがあります。
亀裂	堤防の表面に亀裂が入ることです。そのままにしておくと、亀裂が広がり、破堤を引き起こすことがあります。
漏水	河川の水位が上がることにより、その水圧で河川の水が堤防を浸透し、堤防の裏法面などに吹き出すことです。水が浸透することで堤防が弱くなり、破堤を引き起こすことがあります。
越水	増水した河川の水が堤防の高さを越えてあふれ出す状態のことです。あふれた水が堤防の裏法を削り、破堤を引き起こすことがあります。
河川整備方針	河川整備方針は、計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持について基本となるべき方針になるべき事項を定めるものです。

河川整備計画	河川整備方針に沿った当面（今後 20～30 年）の河川整備の具体的な内容を定め、河川整備の計画的な実施の基本となるものです。ここでいう河川の整備とは、具体的な工事の内容だけでなく、普段の治水・利水・環境の維持管理やソフト施策を含めたものです。
基準地点	治水計画において、洪水防御のために計画高水流量を設定する必要のある河川の重要地点を指します。
計画規模	洪水を防ぐための計画を作成するとき、対象となる地域の洪水に対する安全の度合い（治水安全度と呼ぶ）を表すもので、この計画の目標とする値です。
基本高水流量	基本高水は、洪水を防ぐための計画で基準とする洪水のハイドログラフ（流量が時間的に変化する様子を表したグラフ）です。この基本高水は、人工的な施設で洪水調節が行われていない状態、言いかえるなら流域に降った計画規模の降雨がそのまま河川に流れ出た場合の河川流量を表現しています。基本高水流量は、このグラフに示される最大流量から決定された流量の値です。
洪水調節量	人工的に建設した洪水調節用ダム、調節池、遊水地などに一時的に洪水流量の一部を貯めることによって、下流の河道に流れる流量を減少させる（調節する）ことができます。洪水調節量は、この減少した（調節した）分の流量のことです。
計画高水流量	計画高水流量は、河道を設計する場合に基本となる流量で、基本高水を河道と各種洪水調節施設に合理的に配分した結果として求められる河道を流れる流量です。言いかえればこれは、基本高水流量から各種洪水調節施設での洪水調節量を差し引いた流量です。計画高水位は、計画高水流量が河川改修後の河道断面（計画断面）を流下するときの水位です。実際の河川水位が計画高水位を多少越えただけなら、堤防の高さには余裕があるのですぐに堤防からあふれ出すことはありません。
河川改修	洪水、高潮などによる災害を防止するため、河川を改良することです。すなわち、必要な河川断面を確保するために、築堤、引堤、掘削などを行うことです。
築堤	堤防を築堤する工事のことをさす。
引堤	堤防間の流下断面を増大させるため、あるいは堤防法線を修正するため、堤内地側に堤防を新築し、旧堤防を撤去することです。
河床掘削	川底を掘り下げ（拡幅）て、洪水時の川の水位を低下させることです。
浚渫	洪水、高潮などによる災害を防止するため、水面下の土砂を掘削し他の場所へ移動することです。これにより、流下断面が拡大して水位が低下します。
護岸	河川の堤防や高水敷が流水、雨水、波等の作用により侵食されないように、堤防表面や河岸にコンクリートブロックや自然石を張ったり、蛇籠や布団かごを設置すること。
植生護岸	植生を活用した護岸。植生により河岸付近の流速が減少し、植物の根が土をしっかりと抱込んで河岸が固定されるので、河岸侵食の防止に役立つ。また、河川の景観の向上や河川環境の創生のためにも使われます。
流下能力	河川において流すことができる可能な最大流量をいい、通常、洪水を流下させることができる河道の能力を示します。
大規模な洪水（超過洪水）	自然的条件、社会的条件等から策定され一定規模の計画高水流量・水位、または余裕を含めた河道容量を超えるか、超える恐れのある洪水のことです。

渇水流量	年間を通じて 355 日はこの値を下回らない流量です。
低水流量	年間を通じて 275 日はこの値を下回らない流量です。
許可水利	水利権のうち、新しい河川法によって得られた流水の占有権です。
慣行水利	水を事実上支配していることをもって社会的に使用を承認された権利です。旧河川法施行前から流水の占有及び普通河川における流水の占有については、引き続き流水の占有を認めています。
水利権	水を使用する権利です。これは歴史的、社会的に発生した権利です。現在では河川法第 23 条で河川の流水の占有権を国土交通省令によって認められたものを許可水利権といい、それ以前に認められたものは慣行水利権といいます。
灌 漑	必要な時期に必要な水量を農作物に供給するために、河川水を合理的に圃場等の耕作地に引くことです。
正常流量 (流水の正常な機能の維持)	流水の正常な機能を維持するために必要な流量。渇水時に維持すべきと定められた維持流量及び下流における流水の占有のために必要な水利流量の双方を満足する流量である。
環境基準	環境基準法第 16 条第 1 項に基づき政府が設定する環境条の基準です。河川では、AA～E 類型の 6 つに分類され最も良好な水質である AA 類型は pH6.5～8.5、BOD1mg/1 以下、SS25mg/1 以下、DO7.5mg/1 以上、大腸菌群数 50MPN/100ml 以下と定められている。 海域では、A～C 類型及び I～IV 類型に分類され、A 類型は pH7.8～8.3、COD2mg/1 以下、DO7.5mg/1 以下、大腸菌群数 1000MPN/100ml 以下、n-ヘキサン抽出物質は検出されない、そして、全窒素及び全リンについて定められている I～IV 類型で最も良好な I 類型は全窒素 0.2mg/1 以下、全リン 0.02mg/1 以下となっている。
水素イオン濃度指数 (ペーハー)	水の賛成とアルカリ性の度合を示す指標で単位はない。中性の水は pH 7 で、7 より小さいものは賛成、7 より大きいものはアルカリ性である。通常の淡水は pH 7 前後で強い酸性やアルカリ性では普通の微生物は活動できない。
生物化学的酸素要求量 (BOD)	水中の比較的分解されやすい有機物が、溶存酸素の存在のもとに好気性微生物によって酸化分解される時に、7 より大きいものはアルカリ性である。通常の淡水は pH 7 前後で強い酸性やアルカリ性では普通の微生物は活動できない。
化学的酸素要求量 (COD)	水中の被酸化性物質 (主として有機物) を、過マンガン酸カリウムまたは重クロム酸カリウムなどの酸化剤で酸化する際に消費される酸素量で BOD とともに有機汚濁の指標としてよく用いられる。
浮遊物質 (SS)	水中に懸濁している不溶解性の粒子状物質のことで、粘土鉱物に由来する微粒子や、動植物プランクトンおよびその死骸、下水・工場排水などに由来する有機物や金属の沈殿などが含まれます。一般に、清澄な河川では粘土分が主体だが、汚濁が進んだ河川では有機物の比率が高く、湖沼や海域ではプランクトンとその遺骸が多くなる。
溶存酸素量 (DO)	水中に溶解している酸素ガスのことで、河川や海域での自浄作用や、魚類をはじめとする水生生物に不可欠なものである。
大腸菌群数	大腸菌及び大腸菌ときわめてよく似た性質を持つ細菌の総称。し尿汚染の指標として広く用いられる。大腸菌群が検出されることは、その水はし尿汚染を受けた可能性が高く赤痢菌やサルモネラ菌などの病原性細菌によって汚染されている危険があるということを示す。

n-ヘキサン抽出物質	n-ヘキサンという有機溶媒によって抽出される不揮発性物質の総称で、水中の油分の指標の一つ。油分は直接及び間接的に魚介類を死亡させるとともに、魚介類に臭いをつけてその商品価値を失わせる。そのため、環境基準では海域については「検出されないこと」と定められる。
全窒素	水中に含まれるすべての窒素化合物は無機態窒素と有機態窒素に大別され、さらに無機態窒素はアンモニウム態窒素、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素に分けられる。富栄養化の指標としてよく用いられる。富栄養と貧栄養の限界値は0.15~0.2mg/l程度とされている。
全リン	水中のリン化合物は無機態と有機態、溶解性と粒子性に区別され、無機態リンはさらにオルトリン酸塩と重合リン酸塩に分けられる。全窒素同様、富栄養化の指標としてよく用いられる。富栄養と貧栄養の限界値は0.2mg/l程度とされている。
親水性	水辺が人々に親しみを感じられるようになっていることです。具体的には河川、湖沼、海岸等で人々が散策、休養、水遊び、釣り、ボート、自然観察などをする際に水や水辺と触れ合える機能のことです。

【地域特性】

項目	解説
シロウオ	春までは海岸線がくぼんだ波の穏やかで水のきれいな沿岸に生息し、浅いところの中層や下層で群をなして遊泳生活を送り、かいあし類、ヨコエビ類などの小型プランクトン動物を食って生活している。春になると水がきれいので伏流水の豊かな川の下流域へ産卵のために溯ってくる。雄は砂底の5～30cmも下方に埋まっている石の下に産卵室をつくり、雌がその石の裏面に長さ3mmほどの長なす形をした卵約300粒を産み付け、受精が行われる。
伊勢路川	浜島町の西に隣接する南勢町を流れる。河川延長は12.4km、流域面積は44.8km ² である。
大銀杏	下流のふるさと公園横に浜島町一の高木である樹齢約200年の大銀杏(幹の太さ2.5m、樹高20m)が生育する。浜島町天然記念物に指定されている。
浜島町ふるさと公園	桧山路川左岸の水田を埋め立てて平成8年に開園。公園面積は32,293m ² 。施設として多目的グラウンド(クレー舗装)、テニスコート(人工芝2面)、ちびっこ広場、芝生広場及びナイター照明施設が整備されている。多目的グラウンドは町民体育大会等の行事にも使用される。
シロウオ漁	早春になると白魚(シロウオ)が桧山路川を遡上し始め、昔ながらの漁法である「四ツ手網」(地元では「サデ」と呼んでいる)を用いて、節分から約1ヶ月を漁期と定めてシロウオ漁が行われている。 「郷土のしおり」(浜島町教育委員会、平成5年)によると、このシロウオ漁は過去2度ほど桧山路川(浜島町)から姿を消している。1度目は、江戸時代に桧山路川周辺でシロウオをとる場所が新田開発されてシロウオがとれなくなった時であり、近年では農薬の大量乱用によりシロウオ自体が浜島町の河川からいなくなった時である。最近では農薬の使用量も減り、再び春の訪れと共にシロウオが遡上する川となった。近年、漁獲量が減少している。 このシロウオは桧山路川の名産として、各地に献上・販売されており、地域住民と川との関わりは非常に深い。享保11年(江戸時代)の桧山路村さしだし指 ¹ 出帳には初めて獲れたシロウオを鳥羽藩主に献上し、期間中には老中、奉行、代官などへも献上したことが記されている。また、江戸中期に発行された「志陽略誌」の土産門(特売品)の項にも桧山路川でシロウオが獲れ、土地の人はこのシロウオを帖に入れて乾かし、シロウオの乾物として造ったとされている。
アオノリ	河口ではアオノリの養殖を目的として漁業権が設定されており、9月～翌年5月頃まで河口付近のほぼ全面に養殖用の網が設置され、水面はアオノリで覆われる。このアオノリの生育は風と乾燥(潮位)に善し悪しが左右される。
彫刻 十一面観世音菩薩座像	所有者 江月寺 所在地 桧山路字寺前 年代 室町時代後期 本像は、一本造りで仏身34cmの木像である。十一面の化仏をいただき、宝冠を着けている。右手は与願印を結び、左手に水瓶を持ち、結跏趺座し、舟形光背を着装している。台座は5層からなり、繊細な彫刻を施し、仏身に対し全体を大きく見せている。仏身、台座、光背ともに金泥を施し比較的華やかな尊像である。
建造物	所有者 江月寺 所在地 桧山路字寺前 年代 江戸時代

庚申堂	<p>この庚申堂は、間口 210cm、奥行 180cm の入母屋造り、本瓦葺である。正面に向拝をつけ、柱は几帳面に削り、斗栱、鬘股、木鼻を組む本造りで江戸時代建造物の流れを知るうえに貴重である。向拝の屋根には、言わ猿、聞か猿、見猿の三猿を飾っている。堂内にある棟札には</p> <p>天保元年辛卯曆 無量山江月寺 奉請 青面金剛大士 雷宗代謹書 正月十有八日 当村役人 清七 弥祐 与助 と記している。この時期に庚申堂が完成したものと考えられる。須弥壇に、木造青面金剛一軀を安置し、絵馬も保存しているから、桧山路の庚申信仰の深さを物語っている。</p>
史跡 先長塚	<p>別名、長老塚ともいわれる、この無縫塔は基礎、竿、請花、塔身からなり、高さ 95cm 周り 78cm である。宝暦 9 年 (1759) 桧山路村に悪疫が流行した際、修験僧、先長が悪疫調状のために空井戸に籠り読経しながら入定したと伝えている。村人はこの遺徳をたたえ、この塚を建てたといわれている。</p>
史跡 大楠の廃跡	<p>九鬼嘉隆が文禄元年 (1592) 第一次朝鮮の役に出陣するにあたり、建造した大船、日本丸の船主の巨竜像の材料として伐られた大楠跡である。現在ではタモノキの老木が茂り、根元に小祠が祀られている。昔、平家の残党狩りの手にかかった平氏の侍大将の娘がこれを嘆き、池に身を投げた。それを村人が哀れみ小祠を建て墓の上に一本の楠を植え、その霊を慰めたという逸話が伝えられている。</p>
伊勢志摩国立 公園	<p>昭和 21 年 11 月 20 日 指定 (戦後初めて指定) 特保 944ha、第 1 種 1,084ha、第 2 種 6,686ha、第 3 種 8,781ha、普通 38,054ha、合計 55,549ha</p> <p>紀伊半島東端の志摩半島に位置し、伊勢神宮を中心とした内陸部と夫婦岩に代表される二見海岸から南に続く鳥羽湾、的矢 (まとや) 湾、英虞 (あご) 湾、五ヶ所湾などの海岸部及びその背後に広がるなだらかな丘陵地からなる。</p> <p>主要な自然景観は、優美で繊細な英虞湾と険崖で力強い五ヶ所湾に代表されるリアス式海岸や随所に見られる海食崖・海食洞などである。公園区域の大部分を農耕地、人工林及び二次林等が占めるが、海岸部の暖地性海浜植物や神宮林 (暖帯性常緑広葉樹林) の景観が優れている。神宮林内にはシカ・ニホンザルなどが生息するが、一般には海辺を中心に鳥類が観察できる。また、英虞湾を中心とした真珠の養殖筏や伊勢神宮などの人文景観が大きな特徴となっている。</p>
森と人との共 生林	<p>森林生態系の保全や森林空間利用を重視した森林</p>
水土保持林	<p>国土の保全、水資源かん養機能の高度発揮に資する森林</p>
海食	<p>海水の作用による陸地の侵食</p>
海食台	<p>海面下に見られる侵食面で、海食作用によって形成された、緩やかに沖側に傾く平滑な岩礁面を指す。</p>
海食台地	<p>海食台などの海食地形全体のつくる海食面を指して海食台地と呼ぶ。</p>
輝緑凝灰岩	<p>多少変質した苦鉄質火山噴出物の火砕岩、溶岩の集合物に対する呼び名。緑泥石・緑れん石・アルバイト方解石など低変成の鉱物が特徴的。</p>
四万十累層群	<p>紀伊半島南部の和歌山、三重県に分布する古第三紀～新第三紀 (約 6000～2000 万年前) に形成された堆積岩岩盤であり牟婁層群と呼ばれ、北部に分布するジュラー白亜紀の日高川群層を合わせて四万十累層群と言う。</p>

